

宮城県社会教育委員の会議 presents  
第2回生涯学習・社会教育関係職員 公民館等職員研修会

世代をつなぐ協働力を育む  
—若者と共に—

令和5年9月6日(水)13:00~16:00

会場：県庁2階講堂  
〒980-8423  
仙台市青葉区本町三丁目 8-1

ワークショップ (4ブース)

- 1 大崎市若山地区公民館  
発表者：門脇 崇世氏  
コーディネーター：伊勢 みゆき 氏
- 2 南三陸町志津川公民館  
発表者：山内 直人氏  
コーディネーター：松田 道雄 氏
- 3 Naritaマルシェ (宮谷市)  
発表者：増田 直成子氏・他学生2名  
コーディネーター：菅原 真枝 氏
- 4 蔵王町生涯学習課  
発表者：権原 一貴氏  
コーディネーター：坂口 清敏 氏

申込方法  
※QRコードを読み取っていただき、  
「みやぎ電子申請サービス」から直接的  
申込みください。(8月1日締切)  
※定員(80名)に達し次第、受付を終了  
させていただきます。  
※QRコードでの申込みが難しい場合は、  
右記問合せ先までご連絡ください。

【問合せ先】 宮城県教育庁生涯学習課 生涯学習企画課  
電話：022-211-3653 Eメール：syogaks@pref.miyagi.jp

自ら動いて、実際に現場で取り組んでいらつしやる皆様の具体的な実践を学びつつ、ともに議論し合う場をつくることもあっていいのではないかと。社会教育委員の会議で話し合っていることごとく、現場の皆様と開かれ

た意見交換の場を持つことで、皆様方の考えや思いをさらに汲み取った提言をまとめることができるのではないかと考え、この研修会を開催しました。おそろく、このような試みは、初めての試みではないかと思えます。

このことばは、第37次宮城県社会教育委員の会議と宮城県教育庁生涯学習課が主催した、「令和5年度第2回生涯学習・社会教育関係職員、公民館等職員研修会」(資料1チラシ)で、この社会教育委員の会議議長である野澤令照さん(利府町文化交流センターリフノス センター長)が、開会の挨拶で述べられたことばの一部です。

野澤議長のことばにあるように、通常は、会議で意見を述べるだけの社会教育委員が、実際に実践されている県内関係者が合う場を運営することを、事務局の県生涯学習課の方々とともに行いました。社会教育法に定められた社

会教育委員の職務からすると、広く様々な現場の意見を汲み取る調査研究の姿一つとして、三号の「前二号の職務を行うために必要な調査研究を行うこと」に該当する実践的な試みとも言えます。

本号のタイトル、「働く社会教育委員」という名前は、この研修会を企画準備していく社会教育委員の会議の中で、委員の坂口清敏さん(東北大学大学院准教授)が、「我々は皆、『働く社会教育委員』として意欲まんまんあるからね」とおっしゃったことばをお借りしました。坂口さんは理工系の分野の大学の先生をなさっていますが、もう一つの顔として、おやじの会(「上杉チャンネル」)を立ち上げられた方です。坂口さんによると、最初は8名程度のメンバーからのスタートが現在なんと！50名以上(コアメンバー30名)にもなっており活動が盛り上がりつつあるとのこと。その秘訣も楽しくお聞きすることができます。

Lesson 209

発想する！授業

生涯にわたって  
社会のいたるところで学ぶための方法序説

働く社会教育委員

※本連載、本誌HPに無料掲載中！

松田 道雄

提案…社会教育委員が会議で意見を述べるだけでなく、広く現場実践者と意見交換ができるような開かれた場づくり(研修会)の運営・実施などに直接関わる取り組みなども検討してみませんか。

本号では社会教育委員の新たな取り組みについて皆様に報告します。

以前、この連載2018年4月号に「社会教育委員会議での5つの質問」を寄稿しました。一般に社会教育委員の主な役割は、社会教育委員の会議で「意見を述べること」(社会教育法第17条社会教育委員の職務二号)でしょう(図1)。そこで、その時の寄稿では、限られた会議時間の中で(委員一人一人がおそらく1・2回程度の発言機会の中)、より有益な意見を述べるための視点として、5つの問いを提起しました(図2)。今振り

図1 社会教育委員の職務

社会教育法第17条(社会教育委員の職務)

社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な調査研究を行うこと。

図2 社会教育委員会議での5つの質問(2018年4月号)

- 1 事業評価を問う
- 2 事業方法を問う
- 3 事業連関を問う
- 4 住民個性開発を問う
- 5 関係人口促進・ふるさと学習の有無を問う

返ると、もつといろいろな問いの視点が浮かんできます。この寄稿の時点では、筆者は宮城県名取市の社会教育委員をしており、主に市町村社会教育委員が、年間事業の点検と次年度への改善について意見を述べるための視点として提案しました。

本号では、さらに社会教育委員が一步踏み込んだ活動をおこ

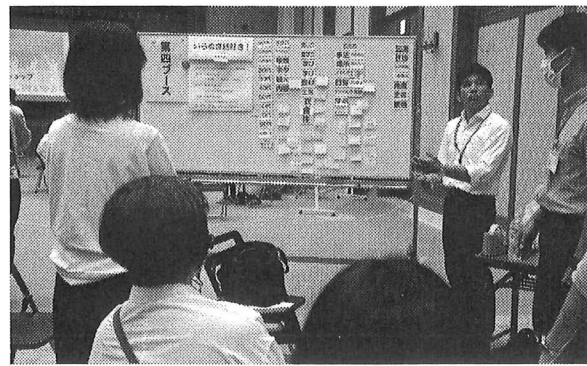
した取り組みを皆様に紹介します(筆者も委員の一人として参加していますので、その立場からの紹介です)。その踏み込んだ活動とは、次のような挨拶から察せられるのではと思います。

「…社会教育委員は、会議室の中で意見を述べ提言をまもめています。それがいいのだからか。何か、私たち委員も

写真4 同第3ブース (Naritaマルシェの事例)



写真5 同第4ブース (蔵王町生涯学習課の事例)



「この活動事例から学ぶブースのコーディネーターを担当しました。読者皆様のところでは、ジュニアリーダーの組織はあるでしょうか? 中学生・高校生を中心とした、学校外で子ども会などの地域活動を支える子ども・若者たちの集まりです。それを担当サポートしているのが、市町村生涯学習課・社会教育課や公民館などの職員の方々です。このブースに参加された方々からは、「自分たちのまちではジ

ユニアリーダーがなくなってしまう」「部活動もあり忙しい中で、なかなかジュニアリーダーに参加する子どもたちが減っている」「ジュニアリーダーとして活動した先が地域にない」などの課題も出されました。「ぶらんこ」の活動支援を担当されている志津川公民館主事の山内直人さんの発表をもとにした議論を通して、学校に担当職員が足を運び地道に参加募集を呼びかける「営業」の重要性

や、体験活動において失敗から再び挑戦する学び(学校ではできづらい学びを明らかにすること)など、様々な切り口からの気づきが出されました。子どもや若者の問題は大人の意識の問題と発言された公民館長さんがいましたが、子どもや若者の数が減れば、その分、相対的に、一人の子どもや若者に対して多くの大人が関わられる(手を差し伸べられる)という見方もできるだろうな、と筆者もあらためて考えました。顔を身近に合わせて現場の方々と実践を題材にした議論と学び合いは、通常行われる「壇上からの話を聞くだけ(プレゼンスライドを見るだけ)」の研修会よりは、はるかに「学びの豊かさ」とリアリティがあるなど、筆者自身は実感しました。筆者は一つのブースの担当でしたので、他の3つのブースではどのような議論が展開され、多様な意見が出たのかは詳しくわかりません。読者皆様の中で、

提供できるか、どこの関係職員も悩み、試行錯誤しているのではないのでしょうか。それらの課題に対して、「机上の論」ではなく、県内各地で若者に関わる実践をされている方々の実践事例を通して、ともに学び合い、議論し合い、明日からのそれぞれの仕事に活かしていこう(社会教育委員会にとっては、今後の会議に、より現場の思いと実践を汲み取った意見を述べ合い、諸計画立案の土台になる提言をまとめていこう)という意図で開催しました。宮城県庁の講堂で行われた研修会の全体構成は、4つの事例発表と話し合いのブースに分かれ、参加者は、前半・後半どこか2つの事例を学ぶ構成にしました。我々社会教育委員は、全体コーディネイト役、各事例ブースのコーディネイト役などを分担して担当しました(写真1~5)。

社会教育委員の会議をご担当されている方、より学びがいのある研修会を思案されていらっしゃる方、若者の参加に試行錯誤をされていらっしゃる方などの中で、本号の報告をさらに知りたいという方は、宮城県社会教育委員の会議の事務局を担当している宮城県教育庁生涯学習課生涯学習企画振興班にお問い合わせください。問い合わせ: syogaks@pref.miyagi.jp

写真1 全体会(パネルトーク) 2023年9月6日(水)、宮城県庁行政舎2階講堂、以下同じ



写真2 ワークショップ第1ブース(大崎市岩出山地区公民館の事例)

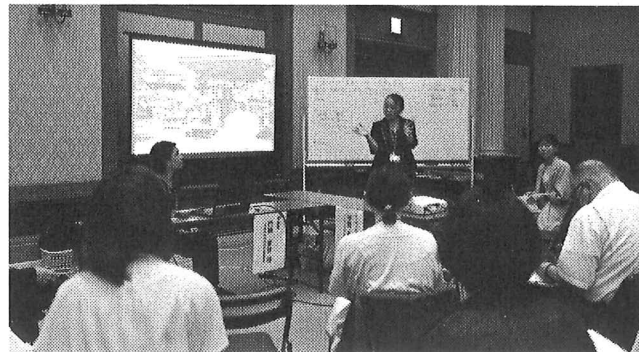


写真3 同第2ブース(南三陸町志津川公民館の事例)



世の中の人々が働き、子どもたちが学校に通っている時間、公民館職員も同じ時間帯で勤務していますので、その時間に働いている若者や学校に通っている若者は、公民館や社会教育事業に参加することはできません。土曜日や日曜日などに、どのように若者に参加してもらうことができるのか、若者たちが地域でのびのびと活動できる場を社会教育や公民館がどのように

「今期の社会教育委員の会議でテーマになったのは、若者です。人口減少・少子化が進む地方では、これからの地域の持続的な

コミュニケーションを担うキーパーソンは何と言っても若者ではないかと、これまでの社会教育委員の会議で議論されてきま

した。これについては、各地の公民館活動や社会教育事業でも若者の参画の必要性を感じながらも、なかなか若者に関ってもらうことができないという声もよく聞かれます。そもそも、平日の日中、

社会教育や公民館がどのように